吸収分割に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2026 年 11 月 12 日

豊田通商株式会社

2026年11月12日

吸収分割に係る事前開示書面

名古屋市中村区名駅四丁目９番８号
豊田通商株式会社
取締役社長　今井　斗志光

豊田通商株式会社（以下「豊田通商」といいます。）と豊通食料株式会社（以下「豊通食料」といいます。）とは、豊田通商を吸収分割会社とし、豊通食料を吸収分割承継会社として、豊田通商のライフスタイル本部フード＆アグリビジネスSBUにおいて展開する食品事業のうち、吸収分割契約第１条に定める「本件事業」に関して有する権利義務の一部を、2027年４月１日を効力発生日として、豊通食料に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約を2026年10月29日付で締結いたしました。

本吸収分割を行うに際して、豊田通商が会社法第782条第１項及び会社法施行規則第183条に基づき、事前に開示すべき事項は下記のとおりです。

記

１．吸収分割の当事会社

(1)吸収分割会社

商号　　豊田通商株式会社

住所　　名古屋市中村区名駅四丁目９番８号

(2)吸収分割承継会社

商号　　豊通食料株式会社

住所　　東京都港区港南二丁目３番13号

２．吸収分割契約の内容

別紙１のとおりです。

３．本吸収分割の対価の相当性に関する事項

豊通食料は、本吸収分割に際して、豊田通商に対して一切の対価を交付いたしません。豊田通商は、豊通食料の発行済株式の全てを保有しているため、かかる取扱いは相当であるものと判断しております。

４．吸収分割承継会社に関する事項

①　最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

②　最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③　最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

豊通食料は、最終事業年度の末日後、保有するロングポジションの解消を行いました。これに伴い、当期の売上総利益が約900百万円減少する見込みです。

５．吸収分割会社に関する事項

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 自己株式の取得及び消却

豊田通商が2026年４月30日付で公表いたしました「自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに自己株式の消却に関するお知らせ」（別紙３）及び2026年６月３日付で公表いたしました「自己株式の公開買付けの結果及び自己株式の取得終了、主要株主の異動並びに自己株式の消却に関するお知らせ」（別紙４）のとおり、豊田通商は、公開買付けの方法による自己株式の取得及び消却を以下のとおり実施しました。

ア．自己株式の取得について

・取得した株式の種類：普通株式
・取得した株式の総数：118,095,432株
・株式の取得価額の総額：663,696,327,840円
・取得期間：2026年５月１日から2026年６月２日まで
・取得方法：公開買付けの方法による

イ．自己株式の消却について

・消却した株式の種類：普通株式
・消却した株式の数：118,095,432株
・消却実施日：2026年６月30日

※詳細につきましては、別紙３及び別紙４をご参照ください。

(2) 無担保国内普通社債の発行

豊田通商は2026年６月17日に第35回無担保国内普通社債、第36回無担保国内普通社債、第37回無担保国内普通社債及び第38回無担保国内普通社債を発行しました。

※詳細につきましては、別紙５をご参照ください。

６．債務の履行の見込みに関する事項

(1)豊田通商

豊田通商の最終事業年度の末日（2026年３月31日）現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ3,587,560百万円及び2,040,878百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。最終事業年度の末日後に実施した自己株式の取得及び消却（上記５（1））及び社債の発行（上記５（2））の影響に加え、本吸収分割により豊通食料に承継される資産及び債務の影響を考慮した場合であっても、本吸収分割の効力発生日後における豊田通商の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが予想されます。また、本吸収分割の効力発生日以後における豊田通商の債務の履行に支障をきたすような事象の発生及びその可能性は、現在までのところ認識されておりません。以上により、本吸収分割の効力発生日以後においても、豊田通商の債務の履行の見込みがあるものと考えます。

(2)豊通食料

豊通食料の最終事業年度の末日（2026年３月31日）現在の貸借対照表における資産及び負債

の額は、それぞれ37,214百万円及び28,134百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。当期計上する見込みの売上総利益の減少（上記４．③）及び本吸収分割により豊田通商から承継する資産及び債務の影響を考慮した場合であっても、本吸収分割の効力発生日以後における豊通食料の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが予想されます。また、本吸収分割の効力発生日以後における豊通食料の債務の履行に支障をきたすような事象の発生及びその可能性は、現在までのところ認識されておりません。以上により、本吸収分割の効力発生日以後においても、豊通食料の債務の履行の見込みがあるものと考えます。

以上

別紙１　吸収分割契約

別紙２　最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙３　自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに自己株式の消却に関するお知らせ

別紙４　自己株式の公開買付けの結果及び自己株式の取得終了、主要株主の異動並びに自己株式の消却に関するお知らせ

別紙５　無担保国内普通社債の発行

豊田通商は2026年６月17日に次のとおり第35回無担保国内普通社債、第36回無担保国内普通社債、第37回無担保国内普通社債及び第38回無担保国内普通社債を発行いたしました。

（１）　第35回無担保国内普通社債
① 発行総額　：28,600百万円
② 発行価格　：各社債の金額100円につき金100円
③ 利率　　：年1.874％
④ 払込期日　：2026年６月17日
⑤ 償還期限　：2029年６月15日
⑥ 償還方法　：満期一括償還
⑦ 資金の使途：社債及びコマーシャル・ペーパーの償還資金

（２）　第36回無担保国内普通社債
① 発行総額　：6,400百万円
② 発行価格　：各社債の金額100円につき金100円
③ 利率　　：年2.259％
④ 払込期日　：2026年６月17日
⑤ 償還期限　：2031年６月17日
⑥ 償還方法　：満期一括償還
⑦ 資金の使途：社債及びコマーシャル・ペーパーの償還資金

（３）　第37回無担保国内普通社債
① 発行総額　：13,600百万円
② 発行価格　：各社債の金額100円につき金100円
③ 利率　　：利率決定日におけるTONA（日次累積複利レート）に0.32％を加えた値
④ 払込期日　：2026年６月17日
⑤ 償還期限　：2031年６月17日
⑥ 償還方法　：満期一括償還
⑦ 資金の使途：社債及びコマーシャル・ペーパーの償還資金

（４）　第38回無担保国内普通社債
① 発行総額　：10,000百万円
② 発行価格　：各社債の金額100円につき金100円
③ 利率　　：年2.816％
④ 払込期日　：2026年６月17日
⑤ 償還期限　：2034年６月16日
⑥ 償還方法　：満期一括償還
⑦ 資金の使途：社債及びコマーシャル・ペーパーの償還資金



吸収分割契約書

豊田通商株式会社（以下「甲」という。）及び豊通食料株式会社（以下「乙」という。）は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、甲が第１条所定の事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、令和８年１０月２９日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　（吸収分割の方法）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、甲が本契約締結日時点においてライフスタイル本部フード＆アグリビジネス SBU において展開する食品事業（水産物に係る事業並びにフードマテリアル部ビバレッジビジネスＧが行う飲料（飲料原料を除く。）、加工食品、衛生用品及び日用品の販売に係る事業を除く。以下「本件事業」という。）に関して効力発生日（第６条において定義する。以下同じ。）時点で有する別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第２条　（分割当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

記

甲：　商号　　豊田通商株式会社
　　住所　　名古屋市中村区名駅四丁目９番８号
乙：　商号　　豊通食料株式会社
　　住所　　東京都港区港南二丁目３番１３号

第３条　（承継対象権利義務に関する事項）

乙は、本件分割により、効力発生日に、甲から承継対象権利義務を承継する。なお、承継会社が分割会社から債務を承継する場合には、重畳的債務引受の方法により承継される。

第４条　（本件分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、承継対象権利義務の対価として、株式、金銭その他の財産を甲に交付しない。

第５条　（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本件分割により増加する乙の資本金等の額は、次のとおりとする。

（１）資本金の額　０円

（２） 資本準備金の額　０円
（３） 利益準備金の額　０円

第６条　（効力発生日）
本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和９年４月１日とする。但し、本件分割の手続上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第７条　（法令上の手続）
甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本件分割の実行のために関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第８条　（競業避止義務）
甲は、乙が承継する本件事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第９条　（本契約の変更又は解除）
本契約締結日以降、効力発生日の前日までの間に、(i)承継対象権利義務又は甲若しくは乙の財産状態若しくは経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、(ii)本件分割の実行に重大な支障となり得る事象が発生又は判明した場合、(iii)甲又は乙において国内外の監督官庁その他の司法・行政機関から本件分割を適法に行うために必要な許認可等が取得できない場合（本件分割に関し重大な支障となる条件又は制約が付された場合を含む。）、(iv)その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができる。

第１０条　（協議事項）
本契約に定める事項のほか、本契約の目的の達成に向けて必要な事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠実に協議の上決定する。

（以下、本頁余白）

本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有する。

令和８年１０月２９日

甲：名古屋市中村区名駅四丁目９番８号
豊田通商株式会社
取締役社長　今井　斗志光

乙：東京都港区港南二丁目３番13号
豊通食料株式会社
代表取締役社長　小山　一郎

（別紙）

承継権利義務明細表

本件分割に際し、効力発生日に乙が甲から承継する権利義務は、本件事業に関して甲が効力発生日時点で有する以下１.及び２.に定める権利義務とする。なお、両当事者は、協議の上、効力発生日の前日までに別途書面で合意することにより、これらの権利義務を加除することができる。

１．契約等に基づく契約上の地位

本件事業にかかる売買基本契約、業務委託契約、その他一切の契約（但し、下記３.（２）、（４）、（６）及び（７）に定める契約を除く。以下「承継対象契約」という。）の契約上の地位

２．資産

（１） 本件事業に関する一切のノウハウ

（２） ソフトウェア

効力発生日時点において甲が本件事業に関して保有し、又は開発中の一切のソフトウェア（本件事業に係るシステムを構成するソフトウェアを含む。）並びにこれらに係る著作権、使用許諾権、ソースコード、設計書及びマニュアル等の一切の権利。但し、下記３.（３）に定めるものを除く。

（３） 株式

発行会社の商号	本店所在地	株式の種類	承継する株数
播州調味料株式会社	兵庫県姫路市野里948番地	普通株式	110,000株
中部食糧株式会社	愛知県名古屋市中村区岩塚町字竜子田８番地	普通株式	540株
VOICEVALE LIMITED	Voicevale House, Spring Villa Park, Edgware, London, HA8 7EB UK	普通株式	63,026株
兆和行有限公司	Unit5, 7/F, Sun Fung Centre, 88 Kwok Shui Road, Tsuen Wan, New Territories, Hong Kong	普通株式	25,000株
SIAM STARCH (1966) CO., LTD.	1168/18, Lumpini Tower, 13th Floor, Rama 4 Road, Sathorn, Bangkok 10120 Thailand	普通株式	18,000株

（４） その他の資産及び権利

前各号に定めるもののほか、効力発生日において甲が有する本件事業に専属して

属する一切の資産及び権利（ただし、株式については上記（３）に記載されたものに限るものとし、また、下記３．に定める非承継権利義務及び法令上承継することができないものを除く。）

３．非承継権利義務

以下の権利義務は、承継対象権利義務に含めないものとする。

（１） 承継対象契約に基づき効力発生日の前日時点までに生じた一切の権利義務（効力発生日前の事実に起因又は関連して発生する債権債務（不法行為債務、契約に基づく債務その他の潜在債務、偶発債務及び簿外債務を含む。）を含む。但し、下記（２）但し書により承継対象権利義務に含まれるものを除く。）

（２） 個別の売買取引等の条件を定める個別契約の契約上の地位、及び当該個別契約に基づき、効力発生日までに発生し又は効力発生日以後に発生する一切の権利義務。但し、複数回にわたり履行される個別契約のうち、甲が、効力発生日前日までに、具体的な出荷・輸送の手配を完了していない部分に係る権利義務については、承継対象権利義務に含まれるものとする。

（３） 次のソフトウェア並びにこれらに係る著作権、使用許諾権、ソースコード、設計書及びマニュアル等の一切の権利

資産コード
9044062
3980033
9042254
9040440
9040833
9040950
9041121
9041489
9042062
9042459
9040441
9041121
9042338
9043066
9041490
9042578
9042579
9042813
9042814

（４） 次の商標権並びに当該商標権に係るライセンス契約

商標	登録番号	登録日	区分
しきゆたか	5808235	2015年11月20日	第30類・第35類

（５） 効力発生日前日時点において甲が保有する本件事業にかかる在庫

（６） 本件事業に従事する従業員と甲との間の雇用契約及びそれに基づく一切の権利義務

（７） 株式会社水稲生産技術研究所、田牧一郎、北野英己、松岡信及び地主建志との間で締結された平成24年8月21日付資本業務提携契約並びに株式会社水稲生産技術研究所との間で締結された平成24年8月31日付独占販売代理店契約に基づく契約上の地位並びにこれらに基づく一切の権利義務

以　上

事　業　報　告　書

第59期

自　2025年4月1日

至　2026年3月31日

豊通食料 株式会社

1. 一般概況

当事業年度の世界経済は、地政学リスクの長期化や主要国における金融政策の転換を背景に、不確実性の高い状況が続きました。米国では個人消費が底堅く推移した一方、欧州では景気回復は緩やかなものにとどまり、中国では不動産市場の低迷等により景気に停滞感が見られました。

国内経済においては、賃上げの継続やインバウンド需要の回復を背景に緩やかな回復基調が見られたものの、物価上昇の影響により実質賃金の伸び悩みが続き、個人消費の力強さには課題が残る状況となりました。

食品業界においては、原材料・エネルギー・物流コストの高止まりに加え、為替変動等の影響により厳しい収益環境が続きました。また、流通構造の変化が進展する中、製造・調理現場における人手不足を背景とした加工外部化ニーズの拡大や、簡便・健康志向といった消費者ニーズの多様化への対応が求められております。

このような経営環境のもと、当事業年度は、2025年12月に豊通アグリフーズ株式会社との合併を実施したことにより、事業基盤の拡充を進め、前期比で増収となりました。一方、営業利益ベースでは増益となったものの、ベジ・ドリーム栗原への貸付金に対する貸倒引当金を計上したことにより、経常利益及び当期純利益は減益となりました。

合併により事業基盤の拡充を進めているものの、引き続き従来型の単純トレードからの転換が重要な課題であり、調達・加工・販売を一体とした付加価値創出型ビジネスの強化を進めております。

現在推進中の中期経営計画においては、トレードの拡大に加え、事業投資による機能強化を進めることで、持続的な成長と収益力の向上を目指しております。今後も、事業環境の変化を機会と捉え、社会・顧客の課題解決と持続的な成長の実現に努めてまいります。

全社実績

2026年3月期　　（単位：百万円）

	前期実績	当期実績	増減	
売上高	70,275	80,081	9,806	(注1)
売上総利益	3,687	4,201	513	
(売上総利益率)	5.2%	5.2%	0.0%	
販売費及び一般管理費	2,474	2,917	444	(注2)
営業利益	1,214	1,283	70	
金利収支	▲ 59	▲ 97	▲ 38	
その他営業外収支	828	▲ 17	▲ 845	(注3)
経常利益	1,983	1,169	▲ 814	
特別損益	▲ 0	453	453	(注4)
税引前当期純利益	1,983	1,622	▲ 361	
法人税等	▲ 608	▲ 529	79	
当期純利益	1,375	1,093	▲ 282	

注1：　売上高の増加は、①旧豊通アグリフーズとの合併および②西日本BUにおける冷凍野菜取引増加によるものです。

注2：　販売費及び一般管理費の増加は、①旧豊通アグリフーズとの合併に伴う人件費・経費増加および②一過性の統合コストの計上によるものです。

注3：　その他営業外収支の減少の主な要因は、①ベジドリーム栗原への貸付金583百万円(豊田通商からの借換資金432百万円および収量減少に伴う運転資金対応151百万円)について、貸倒引当金を計上したこと、および②予約レートと計上レートの差異による為替差損益の変動(売上原価との見合い)によるものです。

注4：　2025年12月の豊通アグリフーズとの合併に伴う抱き合わせ株式消滅差益(453百万円)

本報告書上の表示単位未満の端数については四捨五入しております。

事業部門別概要(注1)　　（単位：百万円）

	売上高			経常利益			
	2025年3月期 前期実績	2026年3月期 当期実績	増減	2025年3月期 前期実績	2026年3月期 当期実績	増減	
加工食品・リテールBU	4,987	4,923	▲ 64	232	194	▲ 38	
水畜産BU	29,350	29,685	335	373	340	▲ 33	
食糧素材BU	23,571	23,480	▲ 91	854	794	▲ 59	
農産BU	8,094	8,181	87	402	▲ 201	▲ 603	
西日本BU	4,273	5,055	782	145	212	66	
ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ・COO席	▲ 0	▲ 1	▲ 0	▲ 23	▲ 63	▲ 41	
旧豊通アグリフーズ	-	8,757	8,757	-	▲ 106	▲ 106	(注1)
合計	70,275	80,081	9,806	1,983	1,169	▲ 814	

注1：　豊通アグリフーズの売上高・経常利益(当期実績)は、2025年12月～2026年3月の4カ月間の累計となります。

加工食品･リテールBU： 近年強化している冷凍焼成パンの取引が拡大した一方、フルーツ関連取引は需要が堅調であった前期からは減収減益となりました。BU全体としては減収減益となりましたが、事業投資を含むリテール領域の強化に取り組んでおります。

水畜産BU： 畜産では、主力のチルドビーフおよびフローズンビーフの取引が、新規顧客開拓も奏功し増収となりました。一方、水産では、欧州サバの減枠による相場高騰の影響を受け契約数量が減少したほか、加工商いにおける新規商談が計画どおりに進まず、BU全体では増収減益となりました。

食糧素材BU： ナッツ類は、マカダミアを中心に産地不作や需要減少の影響を受けました。また、蕎麦の新産地開拓は品質改善に時間を要しました。一方、食品大豆は数量増加および採算良化策が奏功し、前期並みの収益を確保しました。BU全体として、旧豊通アグリフーズとのクロスセル・クロスソーシングを進めております。

農産BU： ポテトフレークは販売好調を背景に増益となり、水煮野菜も堅調に推移しました。一方、冷凍野菜は産地の生産遅延や供給制限の影響を受け、販売数量は伸び悩みました。BU全体では売上総利益は前期並みを維持したものの、ベジドリーム関連の貸倒引当金計上の影響により減益となりました。

西日本BU： 冷凍野菜商いは、欧州産フレンチフライにおける新規契約の遅れや船積み遅延の影響により前期比では減少となりました。一方、調味料・化成品商いは堅調に推移し、中国産MSGも採算改善により収益向上に寄与しました。BU全体では増収増益となり過去最高益を達成しております。

豊通アグリフーズ: 2025年12月の合併に伴い、2025年12月から2026年3月までの4か月分の実績を計上したものです。コメ販売事業は、相場高騰を背景に販売数量および採算が改善し、計画を上回る増収増益となりました。当社全体の収益拡大にも寄与しております。

2. 資金調達の状況

豊田通商株式会社からの借入金により調達しており、特記すべき事項はありません。

借入状況 （2026年3月31日現在）

借　入　先	借　　入　　額	借入先が保有する持株数
豊田通商株式会社	8,638百万円	1,052,471株
金融機関(インパクトローン)	9,108百万円	－
合　計	17,746百万円	1,052,471株

3. 設備投資の状況

当期は、豊通アグリフーズとの合併に伴い、オフィス移転、IT環境統合および事業資産の取得等に伴う投資を実施しました。

資産の種類	当期投資実行額	投資の目的
有形固定資産 （建物、工具器具備品）	13百万円	合併に伴う米穀関連倉庫取得、サンプルルーム改修 オフィス設備整備
無形固定資産 （ソフトウェア）	7百万円	業務システム取得
合　計	19百万円	

4. 財産及び損益の状況推移

（単位：百万円）

	2021年度 第55期(2022/3)	2022年度 第56期(2023/3)	2023年度 第57期(2024/3)	2024年度 第58期(2025/3)	2025年度 第59期(2026/3)
売上高	55,716	66,828	71,349	70,275	80,081
当期純利益	949	1,426	1,500	1,375	1,093
1株当たり当期純利益(単位：円)	901	1,355	1,425	1,307	1,039
総資産	27,339	29,011	31,554	26,824	37,215
純資産	5,959	6,679	7,877	8,011	9,080

5. 会社が対処すべき課題

先3年計（2027年3月期～2029年3月期）の実現

テーマ及び重点実施・方策

(1) 単純トレードからの脱却と成長基盤の創出
- 成長投資の加速による付加価値創出型ビジネスへの転換
- 調達・加工・販売を一体としたバリューチェーン戦略の推進

(2) 豊通アグリフーズとの合併によるシナジー創出
- クロスセル・クロスソーシングの推進および商品・機能の統合によるシナジーの発揮
- 統合による管理コスト、インフラコストの低減

(3) 産地・調達基盤の多角化
- 新産地開拓による調達分散および安定供給体制の構築
- 優良サプライヤーとの長期的関係構築および共同開発・品質改善の推進

(4) 加工機能の獲得・高度化
- 国内外の加工拠点への投資およびパートナー連携強化による機能拡張
- 商品開発機能との融合によるODM化の推進および付加価値創出力の強化

(5) 事業インフラの強化
- 設備投資や専有ライン化の推進による供給体制の高度化
- 集荷・検査・保管機能の整備による品質および供給安定性の向上

(6) 販路および商品ラインナップの拡張
- リテール、外食、給食等の新市場開拓による販路拡大
- 販売チャネルの多様化およびパートナー連携の強化による収益機会の拡大

(7) マーケティングおよびデータ活用機能の強化
- DX／AIを活用した市場・顧客分析および業務効率化
- 消費者ニーズを起点とした商品開発および提案力の強化

(8) コーポレート機能の進化による経営基盤の強化
- 品質保証体制の高度化および検査・管理機能の効率化
- 連結経営体制の確立および事業体管理の高度化
- 経営人材の獲得・育成および従業員の働きがい向上
- 経理・財務、IT、法務・ERM、内部監査機能の最適化

6　第60期（2026年4月1日～2027年3月31日）利益計画

（全社）　（単位：百万円）

	第60期計画			第59期実績			
	上期	下期	通期	上期	下期	通期	当期比
売上高	52,657	61,145	113,802	36,171	43,909	80,081	33,722
売上総利益	2,783	3,087	5,870	2,009	2,192	4,201	1,669
（売上総利益率）	5.3%	5.0%	5.2%	5.6%	5.0%	5.2%	-0.1%
販売費及び一般管理費	1,754	1,744	3,498	1,264	1,653	2,917	581
営業利益	1,028	1,344	2,372	745	539	1,283	1,088
金利収支	▲ 106	▲ 106	▲ 211	▲ 36	▲ 61	▲ 97	▲ 114
その他営業外収支	26	5	30	▲ 244	227	▲ 17	47
経常利益	948	1,242	2,191	465	704	1,169	1,022
特別損益	▲ 3	0	▲ 3	▲ 0	453	453	▲ 456
税引前当期純利益	946	1,242	2,188	465	1,157	1,622	566
法人税等	▲ 322	▲ 422	▲ 744	▲ 321	▲ 208	▲ 529	▲ 215
当期純利益	624	820	1,444	144	950	1,093	351

【ビジネスユニット別（第59期実績）】　（単位：百万円）

	売上総利益			売上総利益率			経常損益			経常損益率		
	第59期実績			第59期実績			第59期実績			第59期実績		
	上期	下期	通期	上期	下期	通期	上期	下期	通期	上期	下期	通期
加工食品・リテールBU	378	435	814	15.8%	17.2%	16.5%	76	118	194	3.2%	4.7%	3.9%
水畜産BU	249	215	464	1.8%	1.4%	1.6%	86	254	340	0.6%	1.6%	1.1%
食糧素材BU	638	676	1,314	5.1%	6.2%	5.6%	426	368	794	3.4%	3.4%	3.4%
農産BU	479	408	887	11.3%	10.3%	10.8%	▲ 272	71	▲ 201	-6.4%	1.8%	-2.5%
西日本BU	265	175	441	9.2%	8.0%	8.9%	130	82	212	4.5%	3.7%	4.2%
コーポレート・COO席	▲ 0	▲ 0	▲ 1	-	-	-	20	▲ 83	▲ 63	-	-	-
豊通アグリフーズ	-	282	282	-	2.9%	2.9%	-	▲ 106	▲ 106	-	-1.2%	-1.2%
合計	2,009	2,192	4,201	5.6%	5.0%	5.2%	465	704	1,169	1.3%	1.6%	1.5%

【部別（第60期計画）】　（単位：百万円）

	売上総利益			売上総利益率			経常損益			経常損益率		
	第60期計画			第60期計画			第60期計画			第60期計画		
	上期	下期	通期	上期	下期	通期	上期	下期	通期	上期	下期	通期
加工食品・リテール部	200	227	427	12.4%	11.6%	11.9%	9	20	29	0.6%	1.0%	0.8%
ワイン部	120	175	295	31.7%	31.5%	31.6%	3	53	56	0.8%	9.6%	6.0%
水産部	229	226	455	3.1%	3.0%	3.0%	41	46	87	0.6%	0.6%	0.6%
畜産部	242	219	460	2.6%	2.6%	2.6%	134	107	241	1.4%	1.3%	1.4%
穀物部	604	522	1,127	6.7%	6.4%	6.6%	302	233	535	3.4%	2.8%	3.1%
ナッツ・ドライフルーツ部	300	462	763	4.4%	4.5%	4.5%	93	239	332	1.4%	2.3%	2.0%
米穀部	309	395	704	3.0%	2.7%	2.8%	44	124	168	0.4%	0.8%	0.7%
農産部	565	588	1,153	9.9%	9.6%	9.8%	271	290	561	4.8%	4.7%	4.7%
西日本食品部	209	267	476	9.0%	7.9%	8.4%	57	119	176	2.5%	3.5%	3.1%
ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ・管掌取締役席	5	5	10	-	-	-	9	25	34	-	-	-
合計	2,783	3,087	5,870	5.3%	5.0%	5.2%	948	1,242	2,191	1.8%	2.0%	1.9%

7. 会社の概況

(1) 主たる事業内容

各種食品原料･食品･食材の販売、輸出入及び三国間取引並びに、食品加工等を主業務とした食料専門商社

(2) 主たる事業所、営業所

東京本社　　:東京都港区港南二丁目3番13号 (品川フロントビル17階)

大阪営業所　　:大阪府大阪市中央区南船場四丁目3番11号 (大阪豊田ビル7階)

TORANOMONキッチン＆オフィス　:東京都港区虎ノ門三丁目22番1号(虎ノ門桜ビル2階)

(3) 株式の状況

①会社が発行する株式の総数　　3,380,000株
②発行済株式の総数　　1,052,471株
③当期末株主数　　1名
④株主

株　主　名	持株数	持株比率
豊田通商株式会社	1,052,471株	100%
合　　計	1,052,471株	100%

(4) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

該当はありません

(5) 新株予約権の状況

該当はありません

(6) 従業員の状況

区　分	従業員数	平均年齢
総合職	107名	41.3歳
一般職	57名	39.1歳
合計/平均	164名	40.5歳

(7) 関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ベジ･ドリーム栗原	100百万円	42.9%	ﾊﾟﾌﾟﾘｶ栽培販売
青島豊和食品有限公司	11百万人民元	35.7%	胡麻製品加工販売
クレードル食品株式会社	200百万円	45.2%	調理食品加工販売
山東豊龍食品有限公司	51百万人民元	40.0%	調理食品加工販売
DALAT-JAPAN FOOD CO., LTD.	3百万米ドル	25.0%	冷凍野菜及び食品加工販売

＜ご参考＞連結業績の概況（2026年3月期）　　（単位：百万円）

		前期	当期	増減	概況
単体	売上高	70,275	80,081	9,806	①旧豊通アグリフーズとの合併および②西日本BUにおける冷凍野菜取引増加により増収も、ベジ・ドリーム栗原への貸付金に対する貸倒引当金を計上したことにより、経常利益及び当期純利益は減益となりました。
	売上総利益 +為替差損益	3,687	4,694	1,007	
	販売費及び 一般管理費	2,474	2,922	448	
	経常利益	1,983	1,169	▲ 814	
税後利益		**1,375**	**1,093**	**▲ 282**	
管理連結対象会社	青島豊和食品有限公司 （持分：35.7%）	4	3	▲ 1	中国国内のドレッシングメーカー向け国内販売は不調に転じたが、煎り胡麻発注増による対日輸出増でカバー
	クレードル食品株式会社 （持分：45.2%）	115	33	▲ 82	受注減と稼働率低下による固定比率増により減益となったが、直近は新規獲得増とライン正常化で回復基調。2027年8月に子会社の十勝冷凍食品を吸収合併予定。
	山東豊龍食品有限公司 （持分：40.0%）	25	32	7	対日向けは冷凍焼成パンの出荷増に加え、受託加工および国内販売において重量の大きい商品の出荷が伸長したことから、前期比増益
	DALAT-JAPAN FOOD CO.,LTD.(注2) （持分：30.0%）	3	10	7	対日向け出荷数量は減少したが、原価の改善や販管費の抑制も寄与し増益
	株式会社ベジドリーム栗原 （持分：100%）	25	▲ 62	▲ 88	低日射による収量の大幅減と品質劣化に加え、燃料使用量の増加により製造原価が上昇し、減収減益となり赤字に再転落。
	合計	172	16	▲ 156	
連結消去		▲ 13	554	567	当期内訳：①貸倒引当金消去+583(親子間貸付)②受取配当金消去▲29
連結税後利益		**1,534**	**1,663**	**129**	

注1：上記は管理連結の実績です。

注2：DALAT-JAPAN FOOD CO., LTD. 持分の30%にはToyota Tsusho Vietnam Company Limited.保有の5%を含みます。

(8) 取締役及び監査役

役　職　名	氏　　名	担当又は主たる業務
代表取締役社長CEO	小山　一郎	経営全般
取締役CFO	川村　竜也	CFOユニット管掌
取締役COO	鈴木　健司	ビジネスユニット管掌
取締役COO	小野塚　千秋	旧豊通アグリフーズ管掌
取締役COO補佐	塚原　慶一	旧豊通アグリフーズ管掌
取締役	南　浩二	非常勤
取締役	北山　哲士	非常勤
取締役	森　麻衣	非常勤
監査役	永仮　健司	非常勤

8. 業務の適正を確保する体制

（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

・当社制定の「企業理念」「経営方針」「行動規範」を当社内部統制システム構築の基盤とし、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

・取締役は、コンプライアンスに関する諸規程を整備し、その遵守の周知徹底を図る。

・財務報告の信頼性確保のため内部統制体制を整備、構築する。

・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

・取締役は、取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を「文書管理規程」および「機密情報及び個人情報管理規程」等の社内規程に従って適切に保存および管理し、必要に応じて保存および管理状況の検証、規程等の見直しを行う。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

・事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署及びリスク管理に関する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性をもった会議体で審議する。主管部署は、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。

・内部監査部署は、リスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

・定例の取締役会を原則として3ヶ月に1回以上開催し、「取締役会規則」により定めている事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。また、取締役会で定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行う。

・効率的な職務執行のため、経営会議を適宜開催し、迅速な情報の伝達と共有を行う。

・日常の職務執行については、当該社内規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化し、迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図る。

（5）当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、同第416条第1項第1号等）

・豊田通商グループ基本理念の精神を共有し、法令遵守および社会倫理の遵守を徹底するとともに、グループ経営に係る当社の経営上の重要事項については、必要に応じ、親会社への事前報告を実施し、了解を求める。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項 （会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号）

・監査役がその職務の執行の補助者を必要とするときは、使用人（補助使用人）を設置する。

・補助使用人の人事に関する事項については、監査役との協議により定める。

（7）取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
（会社法施行規則第100条第3項第3号）

・取締役または使用人は、監査役に対し、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況および内部通報システム『特別通報相談窓口：will do. SPEAK UP』における報告・通報を受けた情報を速やかに報告する。

・取締役または使用人は、定期的もしくは随時に、または監査役の求めに応じ、監査役に対し、業務に関し所要の事項を報告する。

・取締役は、監査役への報告者がその報告を理由として不利な扱いを受けない体制を整備する。

（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第3項第4号）

・代表取締役は、定期的および必要に応じて随時、監査役と会社運営に関する意見交換会を持ち、意思疎通を図る。

・監査役が取締役の業務執行状況、内部統制システムの構築・運用状況を監査するため、主要な役員会議体への出席、重要書類の閲覧、各部・拠点の調査等を行い得る体制を整備する。

・監査役と会計監査人および内部監査部を含むコーポレート各部門との適切な連携が確保されるような体制を整備する。

9. 運用状況の概要

業務運営体制の維持および向上にあたっては、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理が行われることが重要であることに鑑み、内部管理体制を確立および整備することを経営上の最重要課題と位置付けております。また、コーポレートは、各部門に対し、適切な業務運営を確保するために必要なモニタリングおよび検証を行うと共に、必要に応じて適切な業務運営のための改善策を作成し、各部門に提供しております。

10. 親会社等との間の取引に関する事項（会社法施行規則第118 条第5号）

（1）当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等のグループ会社と営業取引を行う場合には、取引条件等の内容を合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

（2）当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保も踏まえ、事前に取締役会等多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

11. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称：PwC Japan有限責任監査法人

計算書類

第59期

自　2025年4月 1日
至　2026年3月31日

豊通食料 株式会社

貸借対照表

（2026年3月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
資産の部		負債の部	
流 動 資 産	**35,824,484**	**流 動 負 債**	**27,782,330**
現金及び預金	400,991	支払手形	31,996
受取手形	146,793	買掛金	6,301,701
売掛金	16,502,273	短期借入金	17,746,179
商品及び製品	8,614,711	未払金	2,900,710
未着商品	8,616,779	未払法人税等	294,137
前渡金	16,912	未払消費税	54,588
前払費用	234,080	前受金	61,999
未収入金	130,584	預り金	28,592
未収収益	12,575	デリバティブ負債	14,074
デリバティブ資産	1,146,777	賞与引当金	344,037
短期貸付金	1,664,000	役員賞与引当金	4,312
その他流動資産	2,004	**固 定 負 債**	**352,472**
貸倒引当金	△ 1,664,000	退職給付引当金	290,281
		デリバティブ負債	295
固 定 資 産	**1,390,263**	長期受託保証金	7,017
有形固定資産	**17,364**	繰延税金負債	54,878
建物	11,077	**負 債 合 計**	**28,134,803**
機械及び装置	0	純資産の部	
工具器具備品	6,286	**株 主 資 本**	**8,482,403**
無形固定資産	**228,795**	資本金	370,000
ソフトウエア	228,795	資本剰余金	457,846
投資その他の資産	**1,144,103**	資本準備金	457,846
投資有価証券	98,738	利益剰余金	7,654,557
関係会社株式	790,735	利益準備金	8,700
出資金	250	その他利益剰余金	7,645,857
長期前払費用	182,489	別途積立金	43,000
デリバティブ資産	26,587	繰越利益剰余金	7,602,857
固定化営業債権	153	**評価・換算差額等**	**597,542**
その他投資その他の資産	45,208	繰延ヘッジ損益	597,542
貸倒引当金	△ 59	**純 資 産 合 計**	**9,079,945**
資 産 合 計	**37,214,748**	**負債及び純資産合計**	**37,214,748**

損益計算書

（2025年4月 1日から
2026年3月31日まで）

（単位:千円）

科目	金額	
売上高		80,080,508
売上原価		75,879,811
売上総利益		4,200,696
販売費及び一般管理費		2,915,175
営業利益		1,285,521
営業外収益		
受取利息	43,391	
受取配当金	35,304	
為替差益	513,040	
その他	16,590	608,327
営業外費用		
支払利息	140,327	
貸倒引当金繰入額	583,000	
その他	1,331	724,659
経常利益		1,169,189
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	453,704	453,704
特別損失		
固定資産除却損	742	742
税引前当期純利益		1,622,151
法人税、住民税及び事業税	587,273	
法人税等調整額	△ 58,396	528,876
当期純利益		1,093,274

株主資本等変動計算書

（ 2025年4月 1日から
2026年3月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2025年4月1日 残高	370,000	457,846	457,846	8,700	43,000	7,164,219	7,215,919	8,043,765
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△ 654,636	△ 654,636	△ 654,636
当期純利益						1,093,274	1,093,274	1,093,274
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	―	438,637	438,637	438,637
2026年3月31日 残高	370,000	457,846	457,846	8,700	43,000	7,602,857	7,654,557	8,482,403

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2025年4月1日 残高	△ 33,116	△ 33,116	8,010,649
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 654,636
当期純利益			1,093,274
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	630,658	630,658	630,658
事業年度中の変動額合計	630,658	630,658	1,069,296
2026年3月31日 残高	597,542	597,542	9,079,945

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）	資産の評価基準及び評価方法	
	① 子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
	② その他有価証券	
	・ 市場価格のない株式等以外のもの	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額金は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
	・ 市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
	③ 棚卸資産	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
（2）	デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法によっております。
（3）	固定資産の減価償却の方法	
	① 有形固定資産	定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
	② 無形固定資産	定額法を採用しております。
（4）	引当金の計上基準	
	① 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
	② 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
	③ 役員賞与引当金	役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
	④ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
（5）	収益及び費用の計上基準	
	① 収益の認識及び測定の基礎	下記の5ステップアプローチに基づき、収益を測定し認識しております。 ステップ1： 顧客との契約を識別する ステップ2： 契約における履行義務を識別する ステップ3： 取引価格を算定する ステップ4： 取引価格を契約における履行義務に配分する ステップ5： 企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する
	② 収益の認識時点	上記の5ステップアプローチに基づき契約の履行義務を充足した時点で収益を認識いたします。 当社では、各種食品原料・食品・食材の販売を行っております。このような物品の販売については、商品・製品の支配が顧客に移転した一時点において契約の履行義務を充足しております。すなわち、顧客との契約により指定された引き渡し場所において引き渡した時点もしくは検収された時点で、当社が商品・製品に対する支払いを受ける権利が発生し、また、顧客に商品・製品の法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値が移転した時点で収益を認識しております。
	③ 収益の総額表示と純額表示	物品の販売、サービスの提供等において、当社が主たる当事者として取引を行っている場合は、収益を総額で、代理人として取引を行っている場合は収益を純額で表示しております。主たる当事者か代理人かの判定に際しては、下記の3つの指標に基づき総合的に判断しております。 ・ 顧客の注文の前後、出荷中または返品時に当社が在庫リスクを有するかどうか ・ 他の当事者の財またはサービスの価値の設定における自由が当社にあるかどうか、また当社が当該財またはサービスから受け取ることのできる便益が制限されているかどうか ・ 当社が契約の履行に主たる責任を有しているかどうか
（6）	外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建債権債務は、事業年度の末日の為替相場により円換算し、為替差額は損益として処理しております。
（7）	ヘッジ会計の方法	
	① ヘッジ会計の方法	原則として繰延ヘッジ処理によっております。
	② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段… 為替予約、商品先物（大豆） ヘッジ対象… 外貨建取引、食品大豆他
	③ ヘッジ方針	デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場リスク等を一定の範囲内でヘッジしております。
	④ ヘッジ有効性評価方法	ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。
（8）	その他計算書類作成のための基本となる事項	
	・ 消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
（9）	グループ通算制度の適用	グループ通算制度を適用しております。

2. 収益認識に関する注記

（1） 収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 貸借対照表等に関する注記

（1）	有形固定資産の減価償却累計額	70,939 千円
（2）	関係会社に対する金銭債権、債務は次の通りであります。	
	① 短期金銭債権	1,897,120 千円
	② 短期金銭債務	9,378,883 千円

4. 損益計算書に関する注記

（1）	関係会社との取引高	
	① 売上高	963,531 千円
	② 仕入高	2,476,941 千円
	③ 販売費及び一般管理費	669,940 千円
	④ 営業取引以外の取引高	90,886 千円

5. 株主資本等変動計算書等に関する注記

（1） 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	1,052,471	―	―	1,052,471

（2） 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払等

2025年6月20日開催の第58期定時株主総会決議による配当に関する事項

- 配当金の総額 654,636千円
- 配当金原資 利益剰余金
- 1株当たり配当額 622円
- 基準日 2025年3月31日
- 効力発生日 2025年6月20日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期に付議されるもの

- 配当金の総額 未定
- 配当金原資 利益剰余金
- 1株当たり配当額 未定
- 基準日 2026年3月31日
- 効力発生日 2026年6月29日

6. 税効果会計に関する注記

当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）を適用して、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理を行っております。
繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金損金算入限度超過額、退職給付引当金損金算入限度超過額、棚卸資産の評価損等であります。また、繰延税金負債の発生の主な原因は、退職給付資産評価益、繰延ヘッジ利益等であります。

7. 金融商品に関する注記

（1） 金融商品に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、豊田通商株式会社のキャッシュ・マネジメント・システムにより資金を調達しております。
受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引管理規程に沿ってリスク低減を図っております。
また、投資有価証券は主として、株式であります。
借入金の使途は運転資金であり、長期借入は行っておりません。
なお、デリバティブは外国為替・デリバティブ管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

（2） 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
①受取手形	146,793	146,793	―
②売掛金	16,502,273	16,502,273	―
③未収入金	130,584	130,584	―
④デリバティブ資産	1,173,365	1,173,365	―
⑤短期貸付金	0	0	―
⑥支払手形	(31,996)	(31,996)	―
⑦買掛金	(6,301,701)	(6,301,701)	―
⑧未払金	(2,900,710)	(2,900,710)	―
⑨短期借入金	(17,746,179)	(17,746,179)	―
⑩デリバティブ負債	(14,369)	(14,369)	―

（＊）負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

（注）時価の算定方法に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 受取手形、② 売掛金、及び ③未収入金
これらは短期間で決済される債権であり、帳簿価額は時価にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ デリバティブ資産
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は総額で表示しております。

⑤ 短期貸付金
短期貸付金の貸借対照表計上額は、回収見込額に基づいた貸倒見積額を控除しております。そのため、時価は貸借対照表額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑥ 支払手形、⑦買掛金、及び ⑧未払金
これらは短期間で決済される債務であり、帳簿価額は時価にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑨ 短期借入金
これは短期間で決済される為、帳簿価額は時価にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑩ デリバティブ負債
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は総額で表示しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

（1） 親会社 （単位：千円）

種類	会社名	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	豊田通商㈱	被所有 直接100%	役員の兼務 資金の借入	資金の借入（※1）	11,413,757	短期借入金	8,638,084
				利息の支払（※1）	138,317		

取引条件ないし取引条件の決定方針等
※1 資金の融通については、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に係るものであり、資金の借入に係る取引金額は期中平均残高を記載しております。利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、担保は差し入れておりません。

（2） 子会社及び関連会社等 （単位：千円）

種類	会社名	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱ベジ・ドリーム 栗原	所有 直接42.8%	役員の兼務 資金の貸付 商品の仕入	資金の貸付（※1）	583,000	短期貸付金	1,664,000
関連会社	クレードル食品㈱	所有 直接45.2%	役員の兼務 商品の仕入	商品の仕入（※2）	244,515	買掛金	629,136

取引条件ないし取引条件の決定方針等
※1 資金の融通については、市場金利を勘案して合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。
※2 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し価格交渉の上で決定しております。
（注） 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 1株当たり情報に関する注記

（1） 1株当たり純資産額 8,627 円 26 銭
（2） 1株当たり当期純利益 1,038 円 76 銭

10. 企業結合に関する注記

（株式取得による会社の買収及び当社への吸収合併）

当社は2025年3月26日開催の取締役会において、三井物産アグリフーズ㈱の全株式を取得し、子会社化することを決議し、2025年4月2日に株式譲渡契約を締結いたしました。

また、2025年9月12日開催の取締役会決議に基づき、当社の完全子会社である豊通アグリフーズ㈱（以下「TAF」）を2025年12月1日付で吸収合併しました。

（1） 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称　　三井物産アグリフーズ㈱

事業の内容　　農産物（米、大豆、落花生、飼料原料等）の輸出入、三国間貿易及び国内販売

② 企業結合を行った主な理由

・ニッチトップに向けた既存ビジネスシェア拡大、調達多様化促進

・米事業獲得による販路拡大、提案力強化し加工開発ビジネス加速

（2） 株式取得について

① 企業結合日

2025年6月2日

② 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

③ 結合後企業の名称

豊通アグリフーズ㈱

④ 取得する議決権比率

100%

⑤ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として三井物産アグリフーズ㈱の事業を継承したためであります。

⑥ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価　　現金	705,000 千円
取得原価	705,000 千円

⑦ 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等	64,305 千円

⑧ 発生したのれんの金額、発生要因

a 発生した負ののれんの金額

163,906 千円

なお、当該負ののれんの金額は損益計算書の抱合せ株式消滅差益（特別利益）に含まれています。

b 発生要因

取得した純資産の公正価値が取得対価を上回っていたため

⑨ 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

流動資産	9,856,556 千円
固定資産	143,614 千円
資産合計	10,000,170 千円
流動負債	8,679,867 千円
固定負債	97,293 千円
負債合計	8,777,160 千円

（3） 合併について

① 取引の概要

a 結合当事企業又は対象となった事業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称	豊通アグリフーズ㈱
事業の内容	農産物（米、大豆、落花生、飼料原料等）の輸出入、三国間貿易及び国内販売

b 企業結合日

2025年12月1日

c 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、TAFを消滅会社とする吸収合併

d 結合後企業の名称

豊通食料㈱

e その他取引の概要に関する事項

TAFは、農産物の輸出入、三国間貿易及び国内販売を行っておりましたが、当社は、TAFの事業を一体化することで、国内外の食料需給環境の変化に対応し、事業の持続的な成長と安定供給を実現することを目的として、同社を吸収合併することとしました。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

監 査 報 告 書

2025年4月1日から2026年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。
その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算書類規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

豊通食料株式会社

監査役　服部 治行

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026 年 5 月 28 日

豊通食料株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西村 智洋

監査意見
当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、豊通食料株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 59 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

2026年４月30日

各　位

会 社 名　豊田通商株式会社
代表者名　取締役社長　今井　斗志光
（コード：8015 東証プライム・名証プレミア）
問合せ先　広報部長　杉浦　賢人
（TEL. 052－584－5000）

自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、2025 年６月３日付で、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 370 条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面（電磁的記録を含みます。以下同じです。）決議により、同法第 459 条第１項の規定による当社定款の規定及び同法第 156 条第１項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行う予定であることを決議しておりました。

また、2026 年１月 14 日付で、会社法第 370 条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本公開買付けにおける買付け等の価格を変更することを決議し、2026 年２月下旬を目途に本公開買付けを開始することを予定している旨を公表しておりました。

その後、当社は、トヨタアセット準備株式会社（以下「豊田自動織機買付者」といいます。）が 2026 年３月 24 日に公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」によって、豊田自動織機買付者による株式会社豊田自動織機（以下「豊田自動織機」といいます。）の株券等に対する公開買付け（以下「豊田自動織機公開買付け」といいます。）が 2026 年３月 23 日をもって終了し、2026 年３月 30 日が豊田自動織機公開買付けの決済の開始日となることを確認いたしました。これを踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 459 条第１項の規定による当社定款の規定及び同法第 156 条第１項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議するとともに、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ．自己株式の取得及び自己株式の公開買付け

１．買付け等の目的

当社は、基本理念を追求・実現し続ける中で到達すべき目標・道標として 2016 年５月に「Global Vision」を策定し、あるべき姿として「Be the Right ONE」を掲げ、代替不可能・唯一無二の存在となることを追求し続けております。「Global Vision」のもと、当社は、2024 年４月 30 日付で 2024 年度から 2026 年度の３年間を対象とする中期経営計画を策定し、株主資本に対するリターンを株主の皆様に確約した上で成長投資をしていくという考えのもと、自己資本利益率（ROE）13%以上の維持を掲げておりました。また、株主還元の方針としては、2021 年度から 2023 年度の株主還元実績 2,260 億円を大きく超える累計 3,000 億円以上の還元を予定しておりました。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を原則としており、会社法第 459 条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主の皆様への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。また、配当方針として、2023 年度から 2025 年度において累進配当を実施し、配当性向 30%以上を達成することに加えて、キャッ

シュ・フローの動向を踏まえ、追加的に機動的な総還元策を検討することを掲げております。当該方針に基づき、当社は、2024年度は中間配当金として１株当たり50円、期末配当金として１株当たり55円の配当をそれぞれ実施しており、これにより、年間配当額は１株当たり105円の実施となり、連結配当性向は30.6%となりました。さらに、当社は、2025年度は中間配当金として１株当たり58円の配当を実施し、期末配当金としては、当社が本日公表した「2026年３月期 通期連結業績と前期実績との差異及び剰余金の配当に関するお知らせ」に記載のとおり、１株当たり62円の配当を計画しており、これにより、年間配当額は１株当たり120円の実施となる予定です。

また、当社は、自己株式の取得について会社法第459条第１項の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。もっとも、これまで当社は、2011年11月22日開催の取締役会決議に基づき、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における信託方式を通じた市場買付けの方法による自己株式の取得（取得した株式の総数：745,000株（注１）、取得価額の総額：1,004,254,700円）を実施して以降、配当での還元や累進配当を重視して株主還元を行っていたため、取締役会の決議に基づく自己株式の取得は実施しておりませんでした。

（注１）当社は、2024年７月１日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）１株につき３株の割合で株式の分割を実施しております。当該分割の効果を反映した場合、取得した株式の総数は2,235,000株です。

近時においてコーポレートガバナンスへの取り組みが本格化する中、当社は、株式市場からの期待も踏まえてコーポレートガバナンスの継続的な強化を図ってまいりました。具体的には、2024年６月上旬より、当社は豊田自動織機との間で双方の企業価値の最大化を図るべく、豊田自動織機との間の株式の持合いを解消することについて継続的に幅広い議論を行っておりました。また、2025年２月上旬より、2025年度から2027年度の３年間を対象とする中期経営計画（以下「新中期経営計画」といいます。）の具体的な検討を進めており、新中期経営計画における株主還元策（以下「新株主還元策」といいます。）については、累進配当の維持に加えて自己株式の取得を行うこと等の検討を進めておりました。このような中で、当社は、2025年２月28日、トヨタ不動産株式会社（以下「トヨタ不動産」といいます。）より、豊田自動織機の普通株式を非公開化するための一連の手続の完了を条件として豊田自動織機によって実施されるトヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」といいます。）が所有する豊田自動織機の普通株式の自己株式取得の資金に充当するため、また、トヨタグループ（必ずしも親子会社・関連会社又は共同支配企業の関係にあるものではありませんが、トヨタ不動産、トヨタ自動車、トヨタグループ３社（株式会社デンソー、株式会社アイシン及び当社）ら合計18社（2025年３月31日現在）により構成されます。以下同じです。）各社が相互に所有する株式を売却することによって得られた資金をトヨタグループ各社において有効活用するため、トヨタ不動産が設立する株式会社（その後、2025年６月９日にトヨタアセット準備株式会社として設立されました。）による豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、豊田自動織機がその所有する当社普通株式を当社に売却することを、豊田自動織機に要請することを検討している旨の意向が示されました。トヨタ不動産からの連絡を受けて、当社は、トヨタ不動産の当該意向への対応についての検討を開始いたしました。検討を進める中、当社は、2025年４月10日、トヨタ不動産より、①豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が、公開買付けの方法により豊田自動織機が所有する当社普通株式を取得すること、②本公開買付けにおける買付予定数は豊田自動織機が所有する当社普通株式の全部である118,095,402株（所有割合（注２）：11.19%。以下「応募対象株式」といいます。）とすること、③本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して一定のディスカウントを行った金額とすること、④ただし、当該金額が一定の金額を上回る場合はその金額を本公開買付価格の上限価格（以下「本公開買付上限価格」といいます。）とし、本公開買付上限価格を本公開買付価格とすること、について提案を受けました。

（注２）「所有割合」とは、当社が本日公表した「2026年３月期 決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載された2026年３月31日現在の発行済株式総数（1,062,169,548株）

から、同日現在当社が所有する自己株式数（6,393,179株）を控除した株式数（1,055,776,369株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

また、当社は、2025年４月26日、トヨタ不動産より、①本公開買付価格は、本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額とすること、②ただし、当該金額が本公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年６月２日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を上回る場合はその金額を本公開買付価格とすること、について提案を受けました。

当社は、一定数以上の数量の株式が市場に放出された場合の当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響や、新中期経営計画の具体的な検討において、新株主還元策については、2025年度から2027年度において累進配当を継続し、自己株式取得を含む総還元性向40%以上を目指す方針を2025年４月下旬に固めたことなどを踏まえ、応募対象株式を自己株式として取得するか否か及びその取得方法についての検討を2025年５月上旬にかけて行いました。なお、新中期経営計画の内容については、当社が2025年４月30日付で公表した「中期経営計画 26/３期～28/３期」をご参照ください。

その結果、当社が応募対象株式を自己株式として取得することは、当社の基本的１株当たり当期利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がるとの結論に至りました。また、当社は、自己株式の具体的な取得方法に関しては、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況も踏まえて、十分に検討を重ねました。その上で、当社は、2025年５月上旬に、公開買付けの方法であれば、豊田自動織機以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与できる点、法令等に従った公開買付けの手続により買い付けることで、取引の透明性も担保できる点、市場外の取引であり当社普通株式の市場における流動性に比較的影響を及ぼしにくい点、市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得の方法では、制度上、買付価格は市場価格とする必要があり、市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することはできず、公開買付けの方法より優位な選択肢とはならない点から、公開買付けの方法により応募対象株式を取得することが適切であるとの考えに至りました。

また、当社は、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格とすることが望ましいと考えました。具体的なディスカウント率については、客観性・合理性のある水準とするべく、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、2022年５月から2025年４月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例（以下「参考事例」といいます。）77件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例66件（ディスカウント率５%（参考事例におけるディスカウント率の計算においては小数点以下第一位を四捨五入しております。）以上10%未満が３件、ディスカウント率10%が52件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、ディスカウント率10%が一般的な水準と考え、本公開買付けにおけるディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、本公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日から本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日まで約７か月の期間が経過することが想定され、その間の株価の変動可能性を踏まえると、当社普通株式の市場株価が大幅に上昇することにより、不測の資産の社外流出が発生する可能性も考えられるため、当社は、本公開買付上限価格を設定することは当社にとって望ましいと判断いたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年６月３日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第459条第１項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第１項の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本公開買付けを行う予定であること、及び本公開買付価格は本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１か月間の東京証

券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年６月２日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）とし、本公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、豊田自動織機以外の株主からの応募の機会を確保することを考慮しつつも、基本的には豊田自動織機のみからの応募を想定していること、及び豊田自動織機からの自己株式取得という本公開買付け実施の目的の範囲で資産の流出を最小限に抑える観点から、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である118,095,402株（所有割合：11.19%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に１単元（100株）を加算した118,095,502株（所有割合：11.19%）を上限とすることを決議いたしました。

その後、2025年12月18日に、当社はトヨタ不動産より、2025年６月３日以降、当社普通株式の市場株価が上昇しており、本公開買付上限価格3,054円との乖離が大きい状態になっていることを踏まえ、本公開買付上限価格を、豊田自動織機買付者が豊田自動織機公開買付けの開始を公表する日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に変更することを検討いただきたいとの要請を受けました。なお、かかる要請によれば、トヨタ不動産は、豊田自動織機公開買付けにおける買付け等の価格（以下「豊田自動織機公開買付価格」といいます。）を16,300円から引き上げることは想定していないとのことでした。これを受けて、2025年12月19日、当社は、当社が2025年６月３日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2025年６月３日付公表文」といいます。）に記載のとおり、当社普通株式の市場株価の大幅な上昇に伴う不測の資産の社外流出を防止する観点から、本公開買付上限価格3,054円を設定する旨を公表しており、実際に当社普通株式の市場株価が大幅に上昇している局面における本公開買付上限価格の見直しの要請は応諾しかねる旨、及び豊田自動織機の普通株式の市場株価が豊田自動織機公開買付価格16,300円を上回る水準で推移している要因が当社普通株式の市場株価の大幅な上昇の影響に起因するものである場合は、トヨタ不動産において豊田自動織機公開買付価格を変更することで解消されるべきものと考えている旨を回答いたしました。これに対して、2025年12月22日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却にあたっては、時価を基準とした合理的な方法及び条件により売却することが必要であると考えており、同日時点において、豊田自動織機が所有する当社普通株式を豊田自動織機公開買付けの終了後に本公開買付上限価格3,054円で売却する意向は有していない旨、及び当社が本公開買付上限価格の変更を応諾しない場合には、当社普通株式の時価を基準とした価格により、かつ、可能な限り早急な売却が行えることを前提として、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却方法について協議を行いたい旨の伝達を受けました。これを受けて、2025年12月23日、当社は、2025年６月３日以降の当社普通株式の市場株価の上昇に伴うリスクについては、トヨタ不動産に負担いただくことが前提となっているところ、トヨタ不動産が金融機関等から追加調達を行い豊田自動織機公開買付価格を増額することにより対応いただきたい旨、また、仮にそのような対応が困難である場合には、その理由につき詳細説明が必要である旨を回答いたしました。これに対して、2025年12月24日に、当社はトヨタ不動産より、トヨタ不動産が金融機関から追加調達を行うことは、豊田自動織機の普通株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の目的である、本取引後の豊田自動織機の成長を阻害する要因となり、ひいてはトヨタグループ全体の成長にとっても著しく悪影響を与えるものである旨、及び本公開買付上限価格を変更する場合においても、当社は豊田自動織機が所有する当社普通株式を市場株価よりも低い価格で取得することが可能であり、さらには本取引によって期待できるトヨタグループ全体の価値向上を通じての当社の企業価値向上を踏まえると、本取引は引き続き当社のステークホルダーの皆様にとってもご理解をいただける取引であり、改めて本公開買付上限価格の変更を検討いただきたい旨の伝達を受けました。これを受けて、2025年12月25日、当社は、豊田自動織機との持合い解消を含めた本取引の実現は極めて重要であると認識している旨、もっとも、本公開買付上限価格を変更する場合には、豊田自動織機公開買付価格もあわせて変更いただく必要がある旨、及び本公開買付上限価格を変更する場合であっても、本公開買付上限価格を3,054円として2025年６月３日付公表文において公表している以上、市場株価よりも低い価格で当社普通株式を取得できるだけでは理由が不十分であり、当社の

株主の皆様に十分な説明が可能な条件であることが必要である旨を回答いたしました。これに対して、2025年12月26日に、当社はトヨタ不動産より、当社との間で本公開買付上限価格の変更等に関する協議が整った場合には、かかる価格の見直しにより追加的に豊田自動織機が取得することとなる金銭を原資として、豊田自動織機公開買付価格を見直すこととしており、同日現在、豊田自動織機との間で豊田自動織機公開買付価格の変更について協議を行っている旨の伝達を受けました。これを受けて、2026年１月５日、当社は、本取引全体の成立のために本公開買付上限価格を変更する場合であっても、株主の皆様への説明の観点からは、2025年６月３日以降の当社普通株式の市場株価の上昇に伴う負担をトヨタ不動産と当社で適切に分担していることが求められると考えている旨を伝達し、加えて、豊田自動織機公開買付価格が本取引全体の成立に寄与する形で変更されることを前提条件として、本公開買付価格を、本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値、同日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値、又は2025年６月３日から同日までの東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額とすること、本公開買付上限価格を、実施予定の本公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値とすること（以下「2026年１月５日付当社提案」といいます。）を提案いたしました。これに対して、2026年１月６日に、当社はトヨタ不動産より、2026年１月５日付当社提案の場合、当社普通株式の市場株価が大幅に下落しない限りは、本公開買付価格は、2025年６月３日から本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日までの東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウントを行った金額となり、当該金額で本公開買付けを実施した場合の豊田自動織機の税金等考慮後の手取り額は、当社普通株式を市場価格で株式市場で売却した場合よりも大幅に低く、豊田自動織機としてもトヨタ不動産としても本公開買付けで豊田自動織機が所有する当社普通株式を売却する経済的合理性がないものとなるため、本公開買付価格を、本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額とすること、本公開買付上限価格は、実施予定の本公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値とすること（以下「2026年１月６日付トヨタ不動産提案」といいます。）を改めてご検討いただきたい旨の伝達がありました。これを受けて、2026年１月７日、当社は、2026年１月６日付トヨタ不動産提案の場合、2025年６月３日以降の当社普通株式の市場株価の上昇による当社の資産の社外流出リスクを当社のみが負担することになる可能性があること、また、本公開買付価格に上限を付すことはトヨタ不動産の提案に基づくものであり、トヨタ不動産が当該リスクを一定程度負う意向があったと考えられることを踏まえると、市場株価よりも低い価格で当社普通株式を取得できるだけでは理由が不十分であり、当該リスクはトヨタ不動産及び当社の間で適切に分担していることが求められると考えている旨を伝達いたしました。これに対し、2026年１月９日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付価格の変更に関するトヨタ不動産と豊田自動織機の協議において、豊田自動織機が設置する特別委員会（以下「豊田自動織機特別委員会」といいます。）から、本公開買付価格が市場売却その他の方法と比較し、妥当なものと評価されるものでない場合には、豊田自動織機公開買付けは、豊田自動織機公開買付けの決済完了後に本公開買付けが行われることを前提として実施されるものであり、豊田自動織機公開買付価格も当該前提をもとに決定されるものであるため、豊田自動織機公開買付価格の妥当性にも疑義が生じ得るとの見解が示されている旨、これを踏まえて、2026年１月６日付トヨタ不動産提案を改めてご検討いただきたい旨の伝達がありました。当社は、豊田自動織機特別委員会の見解を踏まえると、2026年１月６日付トヨタ不動産提案を受諾しない場合、豊田自動織機から豊田自動織機公開買付けへの応募を推奨する旨の意見が表明されない可能性が考えられ、その場合、本取引が実施されない、又は、不成立となる可能性が高いと考えました。加えて、本取引が実施されない、又は、不成立となることは、豊田自動織機との間の株式の持合いを解消することができず、当社の企業価値の最大化の観点から望ましくないと考えました。そして、本公開買付上限価格を変更することは2025年６月３日時点の想定よりも資産の社外流出が増加することが見込まれるものの、①本取引は、豊田自動織機との間の株式の持合いを一定期間で解消することができる機会であること、②本公開買付けは、応募対象株式が市場

売却等の公開買付けによらない方法で売却された場合に生じることとなる当社普通株式の市場株価が下落するリスクを抑制する機会となり得ること、③本公開買付上限価格を変更した場合においても、本公開買付けは足元の市場価格に対してディスカウントを行った価格で応募対象株式を自己株式として取得することができる機会であること、④応募対象株式を自己株式として取得することは、当社の基本的１株当たり当期利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がると考えられること、⑤豊田自動織機公開買付価格が 16,300 円から 18,800 円に変更される見込みであり、それに伴い、当社への現金流入が増加する見込みであること等を総合的に勘案し、当社は、2026 年１月６日付トヨタ不動産提案を受諾することといたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026 年１月 14 日付で、会社法第 370 条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本公開買付価格を、本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である 2025 年６月２日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 3,054 円を上回る場合には 3,054 円）から、本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が実施予定の本公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である 2026 年１月 13 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 5,862 円を上回る場合には 5,862 円）に変更することを決議いたしました。なお、当社は、本公開買付けの条件変更に係る取締役会決議に際して、ディスカウント率についても改めて検討を行い、2023 年１月から 2025 年 12 月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例（以下「参考事例（2026 年１月時点）」といいます。）89 件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計 11 件）を除く事例 78 件（ディスカウント率５％（参考事例（2026 年１月時点）におけるディスカウント率の計算においては小数点以下第一位を四捨五入しております。）以上 10%未満が３件、ディスカウント率 10%が 64 件、ディスカウント率 11%以上が 11 件ありました。）において、ディスカウント率 10%が最多であったことを参考に、ディスカウント率 10%が一般的な水準と考え、本公開買付けにおけるディスカウント率を 10%とすることが適切であると判断いたしました。

その後、当社は、豊田自動織機買付者が 2026 年３月 24 日に公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」によって、豊田自動織機公開買付けが 2026 年３月 23 日をもって終了し、2026 年３月 30 日が豊田自動織機公開買付けの決済の開始日となることを確認いたしました。これを踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 459 条第１項の規定による当社定款の規定及び同法第 156 条第１項の規定に基づき、本日の前営業日である 2026 年４月 28 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が 6,379 円、同日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値が 6,244 円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）であったことから、より低い価格が 2026 年４月 28 日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値 6,244 円であることを確認した上で、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付価格を、2026 年４月 28 日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値 6,244 円に対して 10%のディスカウントを行った価格である 5,620 円（小数点以下四捨五入）が本公開買付上限価格 5,862 円を下回るため 5,620 円とすること、加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、豊田自動織機以外の株主からの応募の機会を確保することを考慮しつつも、基本的には豊田自動織機のみからの応募を想定していること、及び豊田自動織機からの自己株式取得という本公開買付け実施の目的の範囲で資産の流出を最小限に抑える観点から、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である 118,095,402 株（所有割合：11.19%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に１単元（100 株）を加算した 118,095,502 株（所有割合：11.19%）を上限とすることを決議いたしま

した。なお、本公開買付価格（5,620円）においてかかる上限数（118,095,502株）の買付け等を行う場合であっても、取得価額の総額（663,696,721,240円）は、本日時点における当社の分配可能額の範囲内であることから、本公開買付けの決済が行えなくなる事態は生じないものと考えております。また、トヨタ不動産からは、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数が買付予定数を超え、あん分比例の方式により、豊田自動織機において想定以上の当社普通株式の残存が生じた場合には、当該残存する当社普通株式については、現状においてその具体的な手法は未定であるが、原則として速やかに売却することを豊田自動織機に対して要請する方針であるとの説明を受けております。豊田自動織機買付者が2026年1月15日付で提出した公開買付届出書（以下「豊田自動織機買付者公開買付届出書」といいます。）によると、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間の2025年6月3日付公開買付合意書（豊田自動織機買付者公開買付届出書によると、豊田自動織機買付者が2025年6月20日付で公開買付合意書の当事者となったとのことです。その後の変更を含み、以下「豊田自動織機公開買付合意書」といいます。）において、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が本公開買付けを開始した場合には、豊田自動織機は、その所有する当社普通株式の全部（118,095,402株、所有割合：11.19%）を本公開買付けに応募することを合意したとのことです。

なお、当社の取締役である村上晃彦氏はトヨタ自動車の執行役員を2021年12月まで務めており、また、当社の取締役であるディディエ・ルロワ氏はトヨタ自動車の完全子会社であるトヨタモーターヨーロッパ株式会社の取締役会長を兼務しているため、本公開買付けに関し、利益相反のおそれ及び当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本日開催の上記取締役会の審議及び決議に参加しておらず、かつ、当社の立場においてトヨタ不動産及び豊田自動織機との協議・交渉にも一切参加しておりませんが、2025年6月3日及び2026年1月14日付の上記各取締役会の書面決議においては、両氏からも書面による同意を取得しております。これは、会社法上、書面決議においては当該議案に係る事項について議決に加わることができる取締役全員の書面による同意が必要であるところ、両氏は、上記各議案につき同法第369条第2項に定める特別の利害関係を有しておらず議決に加わることができると解される可能性があり、かかる場合には、両氏からも書面による同意を得る必要があるためです。

本公開買付けに要する資金については、自己資金及び借入金により充当する予定です。なお、本決算短信に記載の2026年3月31日現在における当社連結ベースの現金及び現金同等物は1,403,763百万円であること、また、借入金についても、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローの積み上げにより、当社の財務状態や配当方針に重大な影響を与えることなく返済が可能であり、当社の今後の事業運営や財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式については、そのすべてを2026年6月30日付で消却する予定です。

2．自己株式の取得に関する取締役会決議内容

（1）決議内容

株券等の種類	総　数	取得価額の総額
普通株式	118,095,502株	663,696,721,240円

（注1）取得する株式の総数の発行済株式の総数に占める割合は、11.12%です（小数点以下第三位を四捨五入）。

（注2）取得する株式の総数は、本日付の取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数です。

（注3）取得価額の総額は、本日付の取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額です。

（注4）取得することができる期間は、2026年5月1日から2026年6月30日です。

（注5）買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元（100株）を加算しております。

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

３．買付け等の概要

（１）日程等

① 取締役会決議日	2026年４月30日（木曜日）
② 公開買付開始公告日	2026年５月１日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス　https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）
③ 公開買付届出書提出日	2026年５月１日（金曜日）
④ 買付け等の期間	2026年５月１日（金曜日）から 2026年６月２日（火曜日）まで（20営業日）

（２）買付け等の価格

普通株式１株につき、金5,620円

（３）買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格とすることが望ましいと考えました。具体的なディスカウント率については、客観性・合理性のある水準とするべく、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、参考事例77件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例66件（ディスカウント率５％以上10%未満が３件、ディスカウント率10%が52件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、ディスカウント率10%が一般的な水準と考え、本公開買付けにおけるディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、本公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日から本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日まで約７か月の期間が経過することが想定され、その間の株価の変動可能性を踏まえると、当社普通株式の市場株価が大幅に上昇することにより、不測の資産の社外流出が発生する可能性も考えられるため、当社は、本公開買付上限価格を設定することは当社にとって望ましいと判断いたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年６月３日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第459条第１項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第１項の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本公開買付けを行う予定であること、及び本公開買付価格は本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年６月２日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）とし、本公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、豊田自動織機以外の株主からの応募の機会を確保することを考慮しつつも、基本的には豊田自動織機のみからの応募を想定していること、及び豊田自動織機からの自己株式取得という本公開買付け実施の目的の範囲で資産の流出を最小限に抑える観点から、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である118,095,402株（所有割合：11.19%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に１単元（100株）を加算した118,095,502株（所有割合：11.19%）を上限とすることを決議いたしました。

その後、2025年12月18日に、当社はトヨタ不動産より、2025年６月３日以降、当社普通株式の市場株価が上昇しており、本公開買付上限価格3,054円との乖離が大きい状態になっていることを踏まえ、本公開

買付上限価格を、豊田自動織機買付者が豊田自動織機公開買付けの開始を公表する日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に変更することを検討いただきたいとの要請を受けました。なお、かかる要請によれば、トヨタ不動産は、豊田自動織機公開買付価格を16,300円から引き上げることは想定していないとのことでした。これを受けて、2025年12月19日、当社は、2025年６月３日付公表文に記載のとおり、当社普通株式の市場株価の大幅な上昇に伴う不測の資産の社外流出を防止する観点から、本公開買付上限価格3,054円を設定する旨を公表しており、実際に当社普通株式の市場株価が大幅に上昇している局面における本公開買付上限価格の見直しの要請は応諾しかねる旨、及び豊田自動織機の普通株式の市場株価が豊田自動織機公開買付価格16,300円を上回る水準で推移している要因が当社普通株式の市場株価の大幅な上昇の影響に起因するものである場合は、トヨタ不動産において豊田自動織機公開買付価格を変更することで解消されるべきものと考えている旨を回答いたしました。これに対して、2025年12月22日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却にあたっては、時価を基準とした合理的な方法及び条件により売却することが必要であると考えており、同日時点において、豊田自動織機が所有する当社普通株式を豊田自動織機公開買付けの終了後に本公開買付上限価格3,054円で売却する意向は有していない旨、及び当社が本公開買付上限価格の変更を応諾しない場合には、当社普通株式の時価を基準とした価格により、かつ、可能な限り早急な売却が行えることを前提として、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却方法について協議を行いたい旨の伝達を受けました。これを受けて、2025年12月23日、当社は、2025年６月３日以降の当社普通株式の市場株価の上昇に伴うリスクについては、トヨタ不動産に負担いただくことが前提となっているところ、トヨタ不動産が金融機関等から追加調達を行い豊田自動織機公開買付価格を増額することにより対応いただきたい旨、また、仮にそのような対応が困難である場合には、その理由につき詳細説明が必要である旨を回答いたしました。これに対して、2025年12月24日に、当社はトヨタ不動産より、トヨタ不動産が金融機関から追加調達を行うことは、本取引の目的である、本取引後の豊田自動織機の成長を阻害する要因となり、ひいてはトヨタグループ全体の成長にとっても著しく悪影響を与えるものである旨、及び本公開買付上限価格を変更する場合においても、当社は豊田自動織機が所有する当社普通株式を市場株価よりも低い価格で取得することが可能であり、さらには本取引によって期待できるトヨタグループ全体の価値向上を通じての当社の企業価値向上を踏まえると、本取引は引き続き当社のステークホルダーの皆様にとってもご理解をいただける取引であり、改めて本公開買付上限価格の変更を検討いただきたい旨の伝達を受けました。これを受けて、2025年12月25日、当社は、豊田自動織機との持合い解消を含めた本取引の実現は極めて重要であると認識している旨、もっとも、本公開買付上限価格を変更する場合には、豊田自動織機公開買付価格もあわせて変更いただく必要がある旨、及び本公開買付上限価格を変更する場合であっても、本公開買付上限価格を3,054円として2025年６月３日付公表文において公表している以上、市場株価よりも低い価格で当社普通株式を取得できるだけでは理由が不十分であり、当社の株主の皆様に十分な説明が可能な条件であることが必要である旨を回答いたしました。これに対して、2025年12月26日に、当社はトヨタ不動産より、当社との間で本公開買付上限価格の変更等に関する協議が整った場合には、かかる価格の見直しにより追加的に豊田自動織機が取得することとなる金銭を原資として、豊田自動織機公開買付価格を見直すこととしており、同日現在、豊田自動織機との間で豊田自動織機公開買付価格の変更について協議を行っている旨の伝達を受けました。これを受けて、2026年１月５日、当社は、本取引全体の成立のために本公開買付上限価格を変更する場合であっても、株主の皆様への説明の観点からは、2025年６月３日以降の当社普通株式の市場株価の上昇に伴う負担をトヨタ不動産と当社で適切に分担していることが求められると考えている旨を伝達し、加えて、豊田自動織機公開買付価格が本取引全体の成立に寄与する形で変更されることを前提条件として、2026年１月５日付当社提案を提案いたしました。これに対して、2026年１月６日に、当社はトヨタ不動産より、2026年１月５日付当社提案の場合、当社普通株式の市場株価が大幅に下落しない限りは、本公開買付価格は、2025年６月３日から本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日までの東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウントを行った金額となり、当該金額で本公開買付けを実施した場合の豊田自動織機の税金等考慮後の手取り額は、当社普通株式を市場価格で株式市場で売却した場合よりも大幅に低く、豊田自動織機としてもトヨタ不動産としても本公開買付けで豊田自動織機が所有する当社普通株式を売却する経済的合理性がないものとなるため、2026年１月６日付トヨタ不動産提案を

改めてご検討いただきたい旨の伝達がありました。これを受けて、2026年１月７日、当社は、2026年１月６日付トヨタ不動産提案の場合、2025年６月３日以降の当社普通株式の市場株価の上昇による当社の資産の社外流出リスクを当社のみが負担することになる可能性があること、また、本公開買付価格に上限を付すことはトヨタ不動産の提案に基づくものであり、トヨタ不動産が当該リスクを一定程度負う意向があったと考えられることを踏まえると、市場株価よりも低い価格で当社普通株式を取得できるだけでは理由が不十分であり、当該リスクはトヨタ不動産及び当社の間で適切に分担していることが求められると考えている旨を伝達いたしました。これに対し、2026年１月９日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付価格の変更に関するトヨタ不動産と豊田自動織機の協議において、豊田自動織機特別委員会から、本公開買付価格が市場売却その他の方法と比較し、妥当なものと評価されるものでない場合には、豊田自動織機公開買付けは、豊田自動織機公開買付けの決済完了後に本公開買付けが行われることを前提として実施されるものであり、豊田自動織機公開買付価格も当該前提をもとに決定されるものであるため、豊田自動織機公開買付価格の妥当性にも疑義が生じ得るとの見解が示されている旨、これを踏まえて、2026年１月６日付トヨタ不動産提案を改めてご検討いただきたい旨の伝達がありました。当社は、豊田自動織機特別委員会の見解を踏まえると、2026年１月６日付トヨタ不動産提案を受諾しない場合、豊田自動織機から豊田自動織機公開買付けへの応募を推奨する旨の意見が表明されない可能性が考えられ、その場合、本取引が実施されない、又は、不成立となる可能性が高いと考えました。加えて、本取引が実施されない、又は、不成立となることは、豊田自動織機との間の株式の持合いを解消することができず、当社の企業価値の最大化の観点から望ましくないと考えました。そして、本公開買付上限価格を変更することは2025年６月３日時点の想定よりも資産の社外流出が増加することが見込まれるものの、①本取引は、豊田自動織機との間の株式の持合いを一定期間で解消することができる機会であること、②本公開買付けは、応募対象株式が市場売却等の公開買付けによらない方法で売却された場合に生じることとなる当社普通株式の市場株価が下落するリスクを抑制する機会となり得ること、③本公開買付上限価格を変更した場合においても、本公開買付けは足元の市場価格に対してディスカウントを行った価格で応募対象株式を自己株式として取得することができる機会であること、④応募対象株式を自己株式として取得することは、当社の基本的１株当たり当期利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がると考えられること、⑤豊田自動織機公開買付価格が16,300円から18,800円に変更される見込みであり、それに伴い、当社への現金流入が増加する見込みであること等を総合的に勘案し、当社は、2026年１月６日付トヨタ不動産提案を受諾することといたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年１月14日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本公開買付価格を、本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年６月２日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）から、本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が実施予定の本公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である2026年１月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値5,862円を上回る場合には5,862円）に変更することを決議いたしました。なお、当社は、本公開買付けの条件変更に係る取締役会決議に際して、ディスカウント率についても改めて検討を行い、参考事例（2026年１月時点）89件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例78件（ディスカウント率５%以上10%未満が３件、ディスカウント率10%が64件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、ディスカウント率10%が一般的な水準と考え、本公開買付けにおけるディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。

その後、当社は、豊田自動織機買付者が2026年３月24日に公表した「株式会社豊田自動織機（証券コー

ド：6201）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」によって、豊田自動織機公開買付けが2026年３月23日をもって終了し、2026年３月30日が豊田自動織機公開買付けの決済の開始日となることを確認いたしました。これを踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第459条第１項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第１項の規定に基づき、本日の前営業日である2026年４月28日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が6,379円、同日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値が6,244円であったことから、より低い価格が2026年４月28日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値6,244円であることを確認した上で、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付価格を、2026年４月28日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値 6,244 円に対して 10%のディスカウントを行った価格である5,620円（小数点以下四捨五入）が本公開買付上限価格5,862円を下回るため5,620円とすること、加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、豊田自動織機以外の株主からの応募の機会を確保することを考慮しつつも、基本的には豊田自動織機のみからの応募を想定していること、及び豊田自動織機からの自己株式取得という本公開買付け実施の目的の範囲で資産の流出を最小限に抑える観点から、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である 118,095,402 株（所有割合：11.19%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に１単元（100 株）を加算した 118,095,502 株（所有割合：11.19%）を上限とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である5,620円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議日の前営業日である2026年４月28日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値6,379円に対して11.90%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、本項におけるディスカウント率の計算において同じとします。）ディスカウントした金額、過去１か月間の当社普通株式の終値の単純平均値6,244円に対して9.99%ディスカウントした金額、過去３か月間の当社普通株式の終値の単純平均値6,361円に対して11.65%ディスカウントした金額、過去６か月間の当社普通株式の終値の単純平均値5,786円に対して2.87%ディスカウントした金額となります。

②算定の経緯

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格とすることが望ましいと考えました。具体的なディスカウント率については、客観性・合理性のある水準とするべく、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、参考事例77件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例66件（ディスカウント率５%以上10%未満が３件、ディスカウント率10%が52件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、ディスカウント率10%が一般的な水準と考え、本公開買付けにおけるディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、本公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日から本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日まで約７か月の期間が経過することが想定され、その間の株価の変動可能性を踏まえると、当社普通株式の市場株価が大幅に上昇することにより、不測の資産の社外流出が発生する可能性も考えられるため、当社は、本公開買付上限価格を設定することは当社にとって望ましいと判断いたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年６月３日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第459条第１項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第１項の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本公開買付けを行う予定であること、及び本公開買付価格は本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%の

ディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年６月２日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）とし、本公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、豊田自動織機以外の株主からの応募の機会を確保することを考慮しつつも、基本的には豊田自動織機のみからの応募を想定していること、及び豊田自動織機からの自己株式取得という本公開買付け実施の目的の範囲で資産の流出を最小限に抑える観点から、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である118,095,402株（所有割合：11.19%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に１単元（100株）を加算した118,095,502株（所有割合：11.19%）を上限とすることを決議いたしました。

その後、2025年12月18日に、当社はトヨタ不動産より、2025年６月３日以降、当社普通株式の市場株価が上昇しており、本公開買付上限価格3,054円との乖離が大きい状態になっていることを踏まえ、本公開買付上限価格を、豊田自動織機買付者が豊田自動織機公開買付けの開始を公表する日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に変更することを検討いただきたいとの要請を受けました。なお、かかる要請によれば、トヨタ不動産は、豊田自動織機公開買付価格を16,300円から引き上げることは想定していないとのことでした。これを受けて、2025年12月19日、当社は、2025年６月３日付公表文に記載のとおり、当社普通株式の市場株価の大幅な上昇に伴う不測の資産の社外流出を防止する観点から、本公開買付上限価格3,054円を設定する旨を公表しており、実際に当社普通株式の市場株価が大幅に上昇している局面における本公開買付上限価格の見直しの要請は応諾しかねる旨、及び豊田自動織機の普通株式の市場株価が豊田自動織機公開買付価格16,300円を上回る水準で推移している要因が当社普通株式の市場株価の大幅な上昇の影響に起因するものである場合は、トヨタ不動産において豊田自動織機公開買付価格を変更することで解消されるべきものと考えている旨を回答いたしました。これに対して、2025年12月22日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却にあたっては、時価を基準とした合理的な方法及び条件により売却することが必要であると考えており、同日時点において、豊田自動織機が所有する当社普通株式を豊田自動織機公開買付けの終了後に本公開買付上限価格3,054円で売却する意向は有していない旨、及び当社が本公開買付上限価格の変更を応諾しない場合には、当社普通株式の時価を基準とした価格により、かつ、可能な限り早急な売却が行えることを前提として、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却方法について協議を行いたい旨の伝達を受けました。これを受けて、2025年12月23日、当社は、2025年６月３日以降の当社普通株式の市場株価の上昇に伴うリスクについては、トヨタ不動産に負担いただくことが前提となっているところ、トヨタ不動産が金融機関等から追加調達を行い豊田自動織機公開買付価格を増額することにより対応いただきたい旨、また、仮にそのような対応が困難である場合には、その理由につき詳細説明が必要である旨を回答いたしました。これに対して、2025年12月24日に、当社はトヨタ不動産より、トヨタ不動産が金融機関から追加調達を行うことは、本取引の目的である、本取引後の豊田自動織機の成長を阻害する要因となり、ひいてはトヨタグループ全体の成長にとっても著しく悪影響を与えるものである旨、及び本公開買付上限価格を変更する場合においても、当社は豊田自動織機が所有する当社普通株式を市場株価よりも低い価格で取得することが可能であり、さらには本取引によって期待できるトヨタグループ全体の価値向上を通じての当社の企業価値向上を踏まえると、本取引は引き続き当社のステークホルダーの皆様にとってもご理解をいただける取引であり、改めて本公開買付上限価格の変更を検討いただきたい旨の伝達を受けました。これを受けて、2025年12月25日、当社は、豊田自動織機との持合い解消を含めた本取引の実現は極めて重要であると認識している旨、もっとも、本公開買付上限価格を変更する場合には、豊田自動織機公開買付価格もあわせて変更いただく必要がある旨、及び本公開買付上限価格を変更する場合であっても、本公開買付上限価格を3,054円として2025年６月３日付公表文において公表している以上、市場株価よりも低い価格で当社普通株式を取得できるだけでは理由が不十分であり、当社の株主の皆様に十分な説明が可能な条件であることが必要である旨を回答いたしました。これに対して、2025年12月26日に、当社はトヨタ不動産より、当社との間で本公開買付上限価格の変更等に関する協議が整った場合には、かかる価格の見直しにより追加的に豊田自動織機が取得することとなる金銭を原資として、豊田自動織機公開買付価格を見直すこととしており、同日現在、豊田自動織機との間で豊田自動

織機公開買付価格の変更について協議を行っている旨の伝達を受けました。これを受けて、2026年１月５日、当社は、本取引全体の成立のために本公開買付上限価格を変更する場合であっても、株主の皆様への説明の観点からは、2025年６月３日以降の当社普通株式の市場株価の上昇に伴う負担をトヨタ不動産と当社で適切に分担していることが求められると考えている旨を伝達し、加えて、豊田自動織機公開買付価格が本取引全体の成立に寄与する形で変更されることを前提条件として、2026年１月５日付当社提案を提案いたしました。これに対して、2026年１月６日に、当社はトヨタ不動産より、2026年１月５日付当社提案の場合、当社普通株式の市場株価が大幅に下落しない限りは、本公開買付価格は、2025年６月３日から本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日までの東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウントを行った金額となり、当該金額で本公開買付けを実施した場合の豊田自動織機の税金等考慮後の手取り額は、当社普通株式を市場価格で株式市場で売却した場合よりも大幅に低く、豊田自動織機としてもトヨタ不動産としても本公開買付けで豊田自動織機が所有する当社普通株式を売却する経済的合理性がないものとなるため、2026年１月６日付トヨタ不動産提案を改めてご検討いただきたい旨の伝達がありました。これを受けて、2026年１月７日、当社は、2026年１月６日付トヨタ不動産提案の場合、2025年６月３日以降の当社普通株式の市場株価の上昇による当社の資産の社外流出リスクを当社のみが負担することになる可能性があること、また、本公開買付価格に上限を付すことはトヨタ不動産の提案に基づくものであり、トヨタ不動産が当該リスクを一定程度負う意向があったと考えられることを踏まえると、市場株価よりも低い価格で当社普通株式を取得できるだけでは理由が不十分であり、当該リスクはトヨタ不動産及び当社の間で適切に分担していることが求められると考えている旨を伝達いたしました。これに対し、2026年１月９日に、当社はトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付価格の変更に関するトヨタ不動産と豊田自動織機の協議において、豊田自動織機特別委員会から、本公開買付価格が市場売却その他の方法と比較し、妥当なものと評価されるものでない場合には、豊田自動織機公開買付けは、豊田自動織機公開買付けの決済完了後に本公開買付けが行われることを前提として実施されるものであり、豊田自動織機公開買付価格も当該前提をもとに決定されるものであるため、豊田自動織機公開買付価格の妥当性にも疑義が生じ得るとの見解が示されている旨、これを踏まえて、2026年１月６日付トヨタ不動産提案を改めてご検討いただきたい旨の伝達がありました。当社は、豊田自動織機特別委員会の見解を踏まえると、2026年１月６日付トヨタ不動産提案を受諾しない場合、豊田自動織機から豊田自動織機公開買付けへの応募を推奨する旨の意見が表明されない可能性が考えられ、その場合、本取引が実施されない、又は、不成立となる可能性が高いと考えました。加えて、本取引が実施されない、又は、不成立となることは、豊田自動織機との間の株式の持合いを解消することができず、当社の企業価値の最大化の観点から望ましくないと考えました。そして、本公開買付上限価格を変更することは2025年６月３日時点の想定よりも資産の社外流出が増加することが見込まれるものの、①本取引は、豊田自動織機との間の株式の持合いを一定期間で解消することができる機会であること、②本公開買付けは、応募対象株式が市場売却等の公開買付けによらない方法で売却された場合に生じることとなる当社普通株式の市場株価が下落するリスクを抑制する機会となり得ること、③本公開買付上限価格を変更した場合においても、本公開買付けは足元の市場価格に対してディスカウントを行った価格で応募対象株式を自己株式として取得することができる機会であること、④応募対象株式を自己株式として取得することは、当社の基本的１株当たり当期利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がると考えられること、⑤豊田自動織機公開買付価格が16,300円から18,800円に変更される見込みであり、それに伴い、当社への現金流入が増加する見込みであること等を総合的に勘案し、当社は、2026年１月６日付トヨタ不動産提案を受諾することといたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年１月14日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本公開買付価格を、本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年６月２日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）から、本公開買付価格を最終的に決定する取締役会

決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が実施予定の本公開買付けの条件変更に係る取締役会決議日の前営業日である2026年１月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値5,862円を上回る場合には5,862円）に変更することを決議いたしました。なお、当社は、本公開買付けの条件変更に係る取締役会決議に際して、ディスカウント率についても改めて検討を行い、参考事例（2026年１月時点）89件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例78件（ディスカウント率５%以上10%未満が３件、ディスカウント率10%が64件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、ディスカウント率10%が一般的な水準と考え、本公開買付けにおけるディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。

その後、当社は、豊田自動織機買付者が2026年３月24日に公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」によって、豊田自動織機公開買付けが2026年３月23日をもって終了し、2026年３月30日が豊田自動織機公開買付けの決済の開始日となることを確認いたしました。これを踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第459条第１項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第１項の規定に基づき、本日の前営業日である2026年４月28日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が6,379円、同日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値が6,244円であったことから、より低い価格が2026年４月28日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値6,244円であることを確認した上で、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付価格を、2026年４月28日までの過去１か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値6,244円に対して10%のディスカウントを行った価格である5,620円（小数点以下四捨五入）が本公開買付上限価格5,862円を下回るため5,620円とすること、加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、豊田自動織機以外の株主からの応募の機会を確保することを考慮しつつも、基本的には豊田自動織機のみからの応募を想定していること、及び豊田自動織機からの自己株式取得という本公開買付け実施の目的の範囲で資産の流出を最小限に抑える観点から、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である118,095,402株（所有割合：11.19%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に１単元（100株）を加算した118,095,502株（所有割合：11.19%）を上限とすることを決議いたしました。

（４）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	118,095,402株	―株	118,095,402株

（注１）応募株券等の総数が買付予定数（118,095,402株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（118,095,402株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第５項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成６年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注２）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は、法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（５）買付け等に要する資金

663,714,159,240円

（注）買付予定数（118,095,402 株）を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用）の見積額を合計したものです。

（６）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目 13 番１号

② 決済の開始日

2026 年６月 24 日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i).個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ)応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（１株当たりの買付価格が当社の１株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（１株当たりの買付価格が当社の１株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315％（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315％、住民税５％）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあっては、住民税５％は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第４条の６の２第 38 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が 100 分の３以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分

離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村證券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村證券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ)応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ⅱ).法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の３分の１超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

（7）その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 豊田自動織機買付者公開買付届出書によると、豊田自動織機公開買付合意書において、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が本公開買付けを開始した場合には、豊田自動織機は、その所有する当社普通株式の全部（118,095,402 株、所有割合：11.19%）を本公開買付けに応募することを合意したとのことです。詳細については、豊田自動織機買付者公開買付届出書の内容をご参照ください。

③ 当社は、本日付で本決算短信を公表しております。当該公表の内容につきましては、法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

④ 当社は、本日付で「2026 年３月期 通期連結業績と前期実績との差異及び剰余金の配当に関するお知らせ」を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

Ⅱ．自己株式の消却

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 178 条の規定に基づき、当社が保有する自己株式を消却することを決議いたしました。当該自己株式の消却の概要は以下のとおりです。

１．消却する株式の種類　　：当社普通株式
２．消却する株式の数　　：本公開買付けにより取得した自己株式の全株式数
３．消却予定日　　：2026 年６月 30 日

（注）自己株式の消却は、本公開買付けの決済完了を条件として、効力が発生することとなります。

（ご参考）
2026 年３月 31 日現在の自己株式の所有状況
発行済株式総数（自己株式を除く）　1,055,776,369 株
自己株式数　6,393,179 株

以　上

2026年６月３日

各　位

会 社 名　　豊田通商株式会社
代表者名　　取締役社長　今井 斗志光
（コード：8015 東証プライム・名証プレミア）
問合せ先　　広報部長　杉浦 賢人
（TEL．052－584－5000）

自己株式の公開買付けの結果及び自己株式の取得終了、主要株主の異動並びに自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、2026年４月30日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第459条第１項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第１項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、2026 年５月１日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが2026年６月２日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。2026年４月30 日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得については、これをもちまして終了いたしました。なお、本公開買付けの決済の開始日である2026年６月24日をもって、当社の主要株主に異動がありますので、併せてお知らせいたします。

また、当社は、2026年４月30日付で公表しておりました「自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに自己株式の消却に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けにより取得した自己株式すべて（118,095,432株）を2026年６月30日に消却する予定です。

Ⅰ.本公開買付けの結果について

１．買付け等の概要

（１）公開買付者の名称及び所在地

豊田通商株式会社　名古屋市中村区名駅四丁目９番８号（センチュリー豊田ビル）

（２）買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

（３）買付け等の期間

①買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

2026年５月１日（金曜日）から2026年６月２日（火曜日）まで（20営業日）

②公開買付開始公告

2026年５月１日（金曜日）

（４）買付け等の価格

普通株式１株につき、5,620円

（５）決済の方法

①　買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目13番１号

② 決済の開始日

2026年６月24日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i).個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ)応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（１株当たりの買付価格が当社の１株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（１株当たりの買付価格が当社の１株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315％（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315％、住民税５％）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあっては、住民税５％は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第４条の６の２第38項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の３以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村證券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村證券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記

の取扱いと異なる場合があります。

(ロ)応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ⅱ).法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の３分の１超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

２．買付け等の結果

（１）買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	118,095,402 株	―株	118,109,134 株	118,095,432 株

（２）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数(118,095,402株)を超えたため、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないこととし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第５項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成６年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に１単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たなかったため、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき１単元（追加して１単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行いました。

３．公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

豊田通商株式会社名古屋本社

（名古屋市中村区名駅四丁目９番８号（センチュリー豊田ビル））

豊田通商株式会社東京本社

（東京都港区港南二丁目３番 13 号）

豊田通商株式会社大阪支店
（大阪市中央区南船場四丁目３番 11 号（大阪豊田ビル））
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目８番 20 号）

Ⅱ. 自己株式の取得終了について
１．取得した株式の種類　：普通株式
２．取得した株式の総数　：118,095,432 株
３．株式の取得価額の総額：663,696,327,840 円
４．取得期間　　：2026 年５月１日から 2026 年６月２日まで
５．取得方法　　：公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、2026 年４月 30 日開催の取締役会の決議による、会社法第 459 条第１項の規定による当社定款の規定及び同法第 156 条第１項の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

（ご参考）
１．自己株式の取得に関する 2026 年４月 30 日開催の取締役会における決議内容
（１）取得対象株式の種類　　普通株式
（２）取得し得る株式の総数　　118,095,502 株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：11.19%）（注）
（３）株式の取得価額の総額　　663,696,721,240 円（上限）
（４）取得期間　　2026 年５月１日から 2026 年６月 30 日まで
（注）　取得し得る株式の総数の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合は、2026 年３月 31 日時点の発行済株式総数（自己株式を除く 1,055,776,369 株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）です。

２．上記決議に基づき取得した自己株式の累計（2026 年６月３日現在）
（１）取得した株式の総数　　118,095,432 株
（２）株式の取得価額の総額　　663,696,327,840 円

Ⅲ. 主要株主の異動について
１．異動予定年月日
2026 年６月 24 日（本公開買付けの決済の開始日）

２．異動が生じる経緯
当社は、2026 年５月１日から 2026 年６月２日までを公開買付期間とする本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2026 年６月２日をもって終了いたしました。
本公開買付けにおいて、当社の主要株主である株式会社豊田自動織機（以下「豊田自動織機」といいます。）から、その所有する当社普通株式の全てである 118,095,402 株の応募があり、本公開買付けの結果、当社は豊田自動織機が本公開買付けに応募した株式の一部である 118,081,700 株を取得することとなりました。
この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、本公開買付けの決済の開始日である 2026 年６月 24 日付で、豊田自動織機は当社の主要株主に該当しないこととなります。

３．異動する株主の概要

（1）名称	株式会社豊田自動織機
（2）所在地	愛知県刈谷市豊田町２丁目１番地
（3）代表者の役職・氏名	取締役社長　伊藤　浩一
（4）事業内容	繊維機械、産業車両、自動車・自動車部品の製造・販売
（5）資本金	80,462 百万円（2026 年３月 31 日時点）

４．異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 （所有株式数）	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 （2026 年３月 31 日現在）	1,180,954 個 （118,095,402 株）	11.19％	第３位
異動後	137 個 （13,702 株）	0.00％	―

（注１）異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」は、当社が 2026 年４月 30 日に公表した「2026 年３月期 決算短信〔IFRS〕（連結）」に記載された 2026 年３月 31 日現在の発行済株式総数（1,062,169,548 株）から、同日現在当社が所有する自己株式数（6,393,179 株）を控除した株式数（1,055,776,369 株）に係る議決権の数（10,557,763 個）を基準に計算しております。

（注２）異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」は、上記（注１）の議決権の数（10,557,763 個）から、本公開買付けにより当社が取得する当社普通株式（118,095,432 株）に係る議決権の数（1,180,954 個）を控除した 9,376,809 個を基準に計算しております。

（注３）「総株主の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（注４）大株主順位は、2026 年３月 31 日現在の株主名簿を基準に推定しております。

５．今後の見通し

上記の主要株主の異動による当社の業績への影響はありません。

Ⅳ．自己株式の消却

１．消却する株式の種類　　普通株式

２．消却する株式の数　　118,095,432 株

３．消却予定日　　2026 年６月 30 日

（注）自己株式の消却は、本公開買付けの決済完了を条件として、効力が発生することとなります。

（ご参考）

2026 年３月 31 日現在の自己株式の所有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）　1,055,776,369 株

自己株式数　6,393,179 株

以　上